**特別運賃割引証の発行に関する事務取扱要綱**

(平成22年3月29日交通事業管理者決裁)

（趣旨）

第１条　この要綱は，仙台市乗合自動車運賃条例施行規程（平成22年交通局規程第1号。以下「自動車規程」という。）第14条第１項第10号及び仙台市高速鉄道運賃条例施行規程（昭和62年仙台市交通局規程第10号。以下「高速鉄道規程」という。）第21条第1項第10号に定める仙台市交通事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた者に対する割引に係る特別運賃割引証（以下「割引証」という。）の発行に関し，必要な事項を定めるものとする。

（発行対象者）

第2条　割引証は，次の各号に定める者に対し発行するものとする。

一　次に掲げる発行要件の一に該当する者（以下「本人」という。）

(1)　仙台市発達相談支援センター条例（平成14年仙台市条例第１号）第１条の規定により仙台市が設置した仙台市発達相談支援センターにおいて初期療育指導を受ける児童

(2)　仙台市内に設置された児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所，同法第39条の2に規定する幼保連携型認定こども園及び同法第34条の15に規定する家庭的保育事業等に入所する児童のうち障害児等保育事業の対象となる児童

(3)　学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）第72条の規定により仙台市内に設置された特別支援学校の小学部及び中学部に在学する児童・生徒

(4)　仙台市教育委員会が学校教育法第72条の特別支援学校（仙台市外に設置されたものに限る。）の小学部又は中学部への就学を適当と認めた児童・生徒

(5)　学校教育法第81条の規定により仙台市内の小学校及び中学校に設置された特別支援学級において教育を受ける児童・生徒

(6)　仙台市教育委員会が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「学校教育法施行令」という。）第９条の規定による区域外就学を認めた児童・生徒で，その小学校又は中学校に設置された特別支援学級において教育を受ける者

(7)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の規定により仙台市内の小学校，中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に設けられた特別の教育課程において通級指導を受ける児童・生徒

(8)　仙台市教育委員会が学校教育法施行令第９条の規定による区域外就学を認めた児童・生徒で，小学校，中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に設けられた特別の教育課程において通級指導を受ける者

二　次に掲げる発行要件に該当する者（以下「付添人」という。）

(1)　本人の保護者

(2)　本人が在籍する施設（前号(1)の仙台市発達相談支援センター及び同号(2)の保育所をいう。以下同じ。）又は在学する学校（前号(3)及び同号(4)の特別支援学校，同号(5)及び同号(6)の特別支援学級を設置する小学校及び中学校並びに同号(7)及び同号(8)の特別の教育課程において通級指導を受ける児童・生徒が在学する小学校及び中学校をいう。以下同じ。）の教職員

2　本人のうち，次の各号に掲げる書類（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者にあっては，前項の規定に関わらず，割引証を発行しないものとする。

一　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に定める身体障害者手帳

二　知的障害者に係る療育手帳

三　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により宮城県又は仙台市が発行する精神障害者保健福祉手帳

四　自動車規程第15条第1項第1号及び高速鉄道規程第22条第1項第1号に掲げる福祉児童運賃割引証

3　付添人に係る割引証は，本人が第1項第1号(1)から(8)の一に該当し，かつ，本人が前項各号に掲げる手帳等を所持しない場合に限り発行するものとする。

4　第1項第2号(1)に掲げる付添人（以下「本人の保護者たる付添人」という。）に係る割引証は，本人1人につき1枚を発行するものとする。

5　第1項第2号(2)に掲げる付添人（以下「施設又は学校の教職員たる付添人」という。）に係る割引証は，原則として当該施設又は学校に在籍する児童の付添いに同時に必要な枚数に限り発行するものとする。

（割引証の様式）

第3条　割引証の様式は，本人に係るものにあっては様式第1号，本人の保護者たる付添人に係るものにあっては様式第2号，施設又は学校の教職員たる付添人に係るものにあっては様式第3号によるものとする。

（発行手続き）

第4条　本人で割引証の発行を受けようとする者（以下「発行希望者」という。）が在籍する施設又は在学する学校の長は，当該発行希望者及びその付添人に係る割引証の発行について特別運賃割引証発行申請書(新規・継続)（様式第4号）により管理者へ申請するものとする。

2　管理者は，前項の申請に係る発行希望者が第2条に定める発行要件に該当すると認めたときは、本人及び付添人に係る割引証を発行し，特別運賃割引証発行通知書（様式第5号）により当該施設又は学校の長あて送付するものとする。

（有効期間）

第5条　割引証の有効期間は，発行日から，当該発行日の属する年度の末日までとする。

（割引証の使用）

第6条　第4条の規定により割引証の発行を受けた者（以下「割引証所持者」という。）が普通旅客運賃及び本市の一般乗合旅客自動車に係る特別旅客運賃の割引を受けようとするときは，乗務員又は駅務員へこれを呈示しなければならない。

2　割引証所持者は，自動車規程第18条第1項第1号及び高速規程第23条第1項第2号に規定する定期乗車券（以下「各種定期券」という。）の購入にあたって定期旅客運賃の割引を受けようとするときは係員に割引証を呈示するとともに，購入した各種定期券の使用にあたっては割引証を携行し，乗務員又は駅務員から求められたときはこれを呈示しなければならない。

（付添人に係る割引証の使用）

第7条　付添人たる割引証所持者は，本人たる割引証所持者の付添い以外の目的で割引証を使用してはならない。

2　付添人たる割引証所持者は，割引証の呈示により定期旅客運賃の割引を受けて購入した各種定期券を，本人たる割引証所持者の付添い以外の目的で使用してはならない。

3　本人の保護者たる付添人に係る割引証の呈示により運賃の割引を認める保護者の人数は，本人１人につき原則２人までとする。ただし，本人たる割引証所持者の障害の程度によりこれに寄りがたい場合は，この限りでない。

4　施設又は学校の教職員たる付添人に係る割引証の呈示による運賃の割引は，当該施設又は学校の教職員に限り認めるものとする。

5　本人が在籍する施設又は在学する学校の行事等において，本人の保護者たる割引証所持者（本人の保護者たる付添人であって，第4条の規定により割引証の発行を受けた者をいう。以下同じ。）及び当該施設又は学校の教職員たる割引証所持者（施設又は学校の教職員たる付添人であって，第4条の規定により割引証の発行を受けた者をいう。以下同じ。）が同時に本人たる割引証所持者の付添いを行う場合は，当該保護者たる割引証所持者及び第3項に規定する本人の保護者たる割引証所持者以外の保護者並びに当該施設又は学校の教職員たる割引証所持者のそれぞれについて運賃の割引を認めるものとする。

6　仙台市ICカード乗車券取扱規程（平成26年交通局規程第17号）第2条第2項第3号の規定に関わらず、付添人たる割引証所持者は福祉割引用ICカード乗車券の発行を受けることができない。

（運賃の割引）

第8条　割引証所持者が割引証を呈示した場合の普通旅客運賃及び定期旅客運賃並びに本市の一般乗合旅客自動車に係る特別旅客運賃の額は，自動車規程第14条第２項各号及び高速鉄道規程第21条第２項に定める額とする。

2　前項の規定に関わらず，付添人に係る仙台市乗合自動車運賃条例（平成22年仙台市条例第4号）に定める通学定期旅客運賃及び高速鉄道規程に定める通学定期旅客運賃にあっては，割引を行わないものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条　割引証所持者は，割引証を他人に譲渡し，若しくは貸与し，又は担保に供してはならない。

（割引証の汚損）

第10条　有効期間中の割引証を汚損した場合は，管理者は当該割引証と引き換えに割引証を再交付するものとする。

2　前項に規定する割引証の再交付を受けようとする者が在籍する施設又は在学する学校の長は，特別運賃割引証再発行申請書（様式第６号）に汚損した割引証を添えて管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請を受けて割引証を再発行し，特別運賃割引証再発行通知書（様式第７号）により当該施設又は学校の長あて送付するものとする。

（割引証の紛失）

第11条　有効期間中の割引証を紛失した場合は，割引証の再交付は行わない。ただし，管理者が紛失にやむを得ない事情があると認めたときは，再交付するものとする。

2　前項ただし書きに規定する割引証の再交付を受けようとする者が在籍する施設又は在学する学校の長は，特別運賃割引証再発行申請書（様式第6号）に当該割引証を紛失した事由を記載のうえ，管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請について割引証の紛失にやむを得ない事情があると認めたときは，割引証を再発行し，特別運賃割引証再発行通知書（様式第7号）により当該施設又は学校の長あて送付するものとする。

（割引証所持者の転居等に伴う割引証の書換え）

第12条　本人たる割引証所持者及びその保護者たる割引証所持者が転居し、又は本人たる割引証所持者が氏名を変更した場合であって，かつ，在籍する施設の異動又は在学する学校の転校を伴わないときは，当該施設又は学校の長は，特別運賃割引証書換発行申請書（様式第8号）により当該本人及びその保護者の所持する割引証の書換えを申請するものとする。

2　管理者は，前項の申請を受けて割引証の書換えを行い，特別運賃割引証書換発行通知書（様式第9号）により当該施設又は学校の長あて送付するものとする。

3　前項の書換え後の割引証の送付を受けた施設又は学校の長は，第１項に規定する本人及びその保護者の所持する従前の割引証と引換えに，書換え後の割引証を本人及びその保護者に交付するものとする。

4　第1項に規定する本人たる割引証所持者及びその保護者たる割引証所持者は，書換え後の割引証の交付を受けるまでの間，従前の割引証を使用することができるものとする。

（割引証所持者の施設間異動等）

第13条　本人たる割引証所持者が在籍する施設から異動する場合又は在学する学校から転校する場合であって，かつ，異動後又は転校後にあってもなお第2条第1項第1号(1)から(8)に掲げる発行要件の一に該当するとき（以下「施設間異動等」という。）は，本人たる割引証所持者が在籍又は在学していた従前の施設又は学校の長は，特別運賃割引証所持者転出報告書（様式第10号）により管理者へ報告するものとする。

2　前項の場合において，本人たる割引証所持者が異動した先の施設又は転校した先の学校の長は，特別運賃割引証発行申請書(新規・継続)（様式第4号）により，当該本人及びその保護者に係る割引証の発行について管理者へ申請するものとする。

3　管理者は，前項の申請を受けて割引証を継続発行し，特別運賃割引証発行通知書（様式第5号）により当該異動した先の施設又は転校した先の学校の長あて送付するものとする。

4　前条第3項及び第4項の規定は，前項の規定により継続発行された割引証について準用する。この場合において，「書換え後の割引証」とあるのは，「継続発行された割引証」と読み替えるものとする。

（割引証の返納）

第14条　有効期限内の割引証を所持する者が下記の表の「事由」の欄に掲げる事由のいずれかに該当するときは，同表の「届出者」の欄に掲げる施設又は学校の長は，特別運賃割引証返納届出書（様式第11号）により，同表の「割引証」の欄に掲げる割引証を管理者へ返納しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事由 | 割引証 | 届出者 |
| 一　本人たる割引証所持者が第2条第1項第1号(1)から(8)に掲げる発行要件に該当しなくなった場合 | 本人及びその保護者が所持する割引証 | 本人たる割引証所持者が在籍していた施設又は在学していた学校の長 |
| 二　本人たる割引証所持者が第2条第2項各号に掲げる手帳等を取得した場合 | 本人及びその保護者が所持する割引証 | 本人たる割引証所持者が在籍する施設又は在学する学校の長 |
| 三　転居又は氏名変更した本人たる割引証所持者及び転居したその保護者たる割引証所持者が第12条第3項の規定により住所等書換え後の割引証の交付を受けた場合 | 本人及びその保護者が所持する従前の割引証 | 本人たる割引証所持者が在籍する施設又は在学する学校の長 |
| 四　本人たる割引証所持者の施設間異動等のため，当該本人たる割引証所持者及びその保護者たる割引証所持者が，第13条第4項が準用する第12条第3項の規定により継続発行された割引証の交付を受けた場合 | 本人及びその保護者が所持する従前の割引証 | 当該異動した先の施設又は転校した先の学校の長 |
| 五　本人たる割引証所持者及びその保護者たる割引証所持者が第一号から第四号に掲げる事由の一に該当したことにより，当該施設又は学校に本人たる割引証所持者が存在しなくなった場合 | 施設又は学校の教職員が所持する割引証 | 当該施設又は学校の長 |
| 六　その他本人及び付添人に係る割引証が不要となった場合 | 不要となった割引証 | 本人たる割引証所持者が在籍する施設又は在学する学校の長 |

２　有効期限を過ぎた割引証にあっては，管理者への返納を要しないものとする。

（割引証の返還）

第15条　管理者は，割引証所持者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは，割引証の返還を命じ，以後の交付を行わないことができる。

一　偽りその他不正の申請によって割引証の交付を受けたとき

二　割引証を不正に使用したとき

三　第9条に規定する禁止行為を行ったとき

附　則

この要綱は，平成22年4月1日から実施する。

附　則（平成24年2月27日改正）

この改正は，平成24年4月1日から実施する。

附　則（平成27年4月1日改正）

この改正は，平成27年4月1日から実施する。

附　則（平成28年3月23日改正）

この改正は，平成28年4月1日から実施する。

附　則（平成30年3月29日改正）

この改正は，平成30年4月1日から実施する。

附　則（平成30年8月7日改正）

この改正は，平成30年8月10日から実施する。

　附　則（平成31年4月26日改正）

　この改正は、平成31年4月26日から実施する。

　　附　則（令和2年3月30日改正）

　この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附　則（令和3年3月24日改正）

　この改正は、令和3年3月24日から実施する。

様式第4号（第4条,第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

　宮城交通株式会社　代表取締役社長　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**特別運賃割引証発行申請書(新規・継続)**

当施設に在籍する（本校に在学する）下記の児童・生徒について，身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳・福祉児童運賃割引証を所持していないことを保護者へ確認しましたので，当該児童・生徒及びその付添人について，下記のとおり特別運賃割引証の発行を申請します。

　なお，当申請書の写しが仙台市交通局から宮城交通株式会社に対して提供されることにつきまして，保護者より同意が得られていることを申し添えます。

また，継続発行申請の場合，発行された割引証は従前の割引証と引換えに本人及び保護者に交付し，従前の割引証は後日返納いたします。

記

１　申請枚数

本人用　　　　枚，付添人（保護者）用　　　　枚，付添人（教職員）用　　　　枚

２　特別運賃割引証の発行申請に係る本人及び保護者の住所・氏名

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 学年 | 本人の氏名 | 生年月日 | 保護者の氏名 | 住所 | 区分 | 新規・継続の別 |
|  |  |  |  |  | 特別支援学級  通級指導 | 新規  継続 |
|  |  |  |  |  | 特別支援学級  通級指導 | 新規  継続 |
|  |  |  |  |  | 特別支援学級  通級指導 | 新規  継続 |
|  |  |  |  |  | 特別支援学級  通級指導 | 新規  継続 |

※　本年度中に次年度分の発行を申請するときは，「学年」欄を「新○年」と記載すること。

※　「区分」欄は，小・中学校においてのみ，該当するものに○を付けること。

３　特別運賃割引証の発行申請に係る施設・学校の所在地

|  |
| --- |
| 施設・学校の所在地 |
|  |

様式第5号（第4条，第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**特別運賃割引証発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました標記の件につきまして，下記のとおり発行いたします。

記

１　発行枚数

本人用　　　　枚，付添人（保護者）用　　　　枚，付添人（教職員）用　　　　枚

２　本人及び保護者に係る特別運賃割引証の発行番号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本人の氏名 | 本人分の番号 | 保護者分の番号 | 新規・継続の別 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

３　教職員に係る特別運賃割引証の発行番号

|  |
| --- |
| 教職員分の番号 |
|  |

※　継続発行の場合，本人およびその保護者が所持する従前の割引証は，「特別運賃割引証返納届出書」（様式第11号）により，後日返納してください。

様式第6号（第10条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

宮城交通株式会社　代表取締役社長　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**特別運賃割引証再発行申請書**

汚損

下記の者が所持する特別運賃割引証を　　　　　したため，下記のとおり特別運賃割引証の

紛失

再発行を申請します。

なお，当申請書の写しが仙台市交通局から宮城交通株式会社に対して提供されることにつきまして，保護者より同意が得られていることを申し添えます。

記

１　特別運賃割引証の再発行申請に係る者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 割引証所持者氏名 | 発行区分  （いずれかに○） | 所持する割引証の番号 | 汚損・紛失の別  （いずれかに○） |
|  | 本人・保護者・教職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 本人・保護者・教職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 本人・保護者・教職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 本人・保護者・教職員 |  | 汚損・紛失 |
|  | 本人・保護者・教職員 |  | 汚損・紛失 |

※「汚損」の場合は，汚損した割引証を添付すること。

２　汚損・紛失の理由

様式第7号（第10条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**特別運賃割引証再発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました標記の件につきまして，下記のとおり再発行いたします。

記

１　特別運賃割引証の再発行に係る者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 割引証所持者氏名 | 発行区分 | 再発行する  割引証の番号 |
|  | 本人・保護者・教職員 |  |
|  | 本人・保護者・教職員 |  |
|  | 本人・保護者・教職員 |  |
|  | 本人・保護者・教職員 |  |
|  | 本人・保護者・教職員 |  |

※　再発行する割引証の番号について

「汚損」に係る再発行の場合は従前の割引証の番号のままとし，「紛失」に係る再発行の場合は従前の割引証の番号の末尾に「（再発行）」と付します。

様式第8号（第12条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

　宮城交通株式会社　代表取締役社長　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**特別運賃割引証書換発行申請書**

　　　　　　　　　　　　　転 居

下記の割引証所持者が　　　　　　　しましたので，割引証の書換えを申請します。

　　　　　　　　　　　氏名変更

また，書換え後の割引証は従前の割引証と引換えに本人及び保護者に交付することとし，従前の割引証は後日返納いたします。

なお，当申請書の写しが仙台市交通局から宮城交通株式会社に対して提供されることにつきまして，保護者より同意が得られていることを申し添えます。

記

本人氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(割引証番号：　　　　)

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(割引証番号：　　　　)

変更事項

|  |  |
| --- | --- |
| １　住所  ２　本人氏名  （該当するものに○） | 新 |
| 旧 |
| 変更年月日  　　　　　　　年　　　月　　　日 |

様式第9号（第12条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）様

仙台市交通事業管理者　○○　○○

**特別運賃割引証書換発行通知書**

　　年　　月　　日付（文書番号）で申請のありました下記の者に係る特別運賃割引証の書換えを行いましたので，通知します。

記

１　割引証の書換えに係る特別運賃割引証所持者

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の氏名 |  |
| 本人の運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 保護者の運賃割引証番号 |  |
| 本人及び保護者の住所 |  |
| 変更事項 | 旧： |
| 新： |

※　書換え後の割引証の番号は，従前の割引証の番号と同一です。

２　その他

・　書換え後の割引証は，従前の割引証と引換えに本人及び保護者に交付してください。

・　従前の割引証は，「特別運賃割引証返納届出書」（様式第11号）により，後日返納してください。

様式第10号（第13条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

　宮城交通株式会社　代表取締役社長　あて

（施設・学校名）

（施設長・学校長名）

**特別運賃割引証所持者転出報告書**

当施設から異動

下記の特別運賃割引証所持者が　　　　　　　　　　　しますが，今後も発行要件に該当

本校から転校

しますので，この旨報告します。

　なお，当報告書の写しが仙台市交通局から宮城交通株式会社に対して提供されることにつきまして，保護者より同意が得られていることを申し添えます。

記

１　異動又は転校に係る特別運賃割引証所持者

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の氏名 |  |
| 本人の運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 保護者の運賃割引証番号 |  |
| 本人及び保護者の住所 | 旧住所： |
| 新住所： |
| 異動先又は転校先の  施設又は学校名 |  |
| 異動又は転校日 | 年　　　月　　　日 |

※　本人及び保護者の転居を伴わない場合は，「旧住所」に現住所を記載し，「新住所」は空欄とすること。

様式第11号（第14条関係）

（　文　書　番　号　）

　　年　　月　　日

仙台市交通事業管理者　あて

　宮城交通株式会社　代表取締役社長　あて

（施設・学校名）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（施設長・学校長名）

**特別運賃割引証返納届出書**

下記の特別運賃割引証が不要となりましたので，当該割引証を添えて返納します。

なお，当返納書の写しが仙台市交通局から宮城交通株式会社に対して提供されることにつきまして，保護者より同意が得られていることを申し添えます。

記

１　本人及び保護者に係る特別運賃割引証

|  |  |
| --- | --- |
| 本人の氏名 |  |
| 本人の運賃割引証番号 |  |
| 保護者の氏名 |  |
| 保護者の運賃割引証番号 |  |
| 返納事由  （いずれかに○） | ①本人が発行要件を満たさなくなった  ②本人が手帳等を取得した  ③本人及び保護者が住所等書換え後の割引証の交付を受けたため，従前の割引証が不要になった  ④本人が別の施設から異動又は別の学校から転入したことにより継続発行された割引証の交付を受けたため，従前の割引証が不要になった  ⑤その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

２　教職員に係る特別運賃割引証

（当該施設又は学校に本人たる割引証所持者が存在しなくなった場合）

|  |  |
| --- | --- |
| 教職員の割引証番号 |  |